

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失またはその恐れのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

※令和7年度版
(第1版)



令和7年11月

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職や自営業の廃止等により、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失する恐れのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、生活自立支援窓口による就労支援等を実施し、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。（※原則一人一度の支給ですが、例外もあります。）

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

53,700円（単身世帯） 64,000円（2人）

69,800円（3人～5人） 75,000円（6人） 83,800円（7人以上）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長・再延長が可能）

支給方法：不動産仲介業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居喪失の恐れがある方
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である方（病気やその他の事情によって、離職から2年以上が経過してしまった場合にはご相談ください。）
- ③ 離職等の前に主たる生計維持者であった方（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者および申請者と同じ世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である方。（収入には、公的給付等を含みます。）

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし、管理費や共益費等を除きます。)
2人	130,000円	
3人	172,000円	
4人	214,000円	
5人	255,000円	

世帯人数	家賃上限額
1人	53,700円
2人	64,000円
3人	69,800円
4人	69,800円
5人	69,800円

- ⑤ 申請日において、申請者および申請者と同じ世帯に属する者の所有する預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	預貯金額
1人	50.4万円
2人	78.0万円
3人	100万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、相談員とともに計画した「活動支援プラン」にもとづき、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同じ世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者および申請者と同じ世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

- ・ 月収が基準額【A】以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額
- ・ 月収が収入基準額【B】以下の方で、基準額【A】を超える場合は以下の計算式により算出された額となります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額【A】})$$

世帯人数	基準額【A】	収入基準額【B】
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし、管理費や共益費等を除きます。)
2人	130,000円	
3人	172,000円	
4人	214,000円	
5人	255,000円	

世帯人数	家賃上限額
1人	53,700円
2人	64,000円
3人	69,800円
4人	69,800円
5人	69,800円

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

* 窓口へ直接持参する場合 *

以下の書類等をご持参ください。

- ① **本人確認書類**（※顔写真付きは1点、顔写真なしは2点ご用意ください。
（1点：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種福祉手帳等）
（2点：健康保険証、キャッシュカード、通帳、診察券等）
- ② **離職等後2年以内の者であることが確認できる書類**
（離職票、雇用保険受給資格者証等、離職者であることが確認できる書類）
※病気やその他の事情により離職後2年以上経過している場合、医師の証明書などの当該事情を証明する書類
- ③ **申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類**
（給与明細書、雇用保険受給資格証明書、年金振込通知書、金融機関の通帳等）
- ④ **申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する、全ての金融機関の通帳等**
（注）年齢に関わらず、世帯全員分の通帳等をご持参ください。
- ⑤ **ハローワークの求職番号がわかる書類**（スマートフォンでの確認も可）
- ⑥ **現在借りている住宅の賃貸借契約書等**
※賃貸借契約書の契約者が本人ではない場合など当市が必要と判断した場合には、家賃・水光熱費等の領収書等、居住の事実が確認できる書類の提出を求められます。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

* 郵送にて申請する場合 *

以下の書類等をご郵送ください。

【注意】

- ・ 郵送で申請される場合は、必ず事前に当窓口まで電話にてご相談ください。また、書類到着後は申請者ご本人宛に確認のご連絡をさせていただきます。
- ・ 書類が不足している場合は、追加でご提出いただく場合があります。

- ① 相談受付・申込票（ホームページからダウンロード可）
- ② 住居確保給付金支給申請書（ホームページからダウンロード可）
- ③ 住居確保給付金申請時確認書（ホームページからダウンロード可）
※ハローワークの求職番号を必ず記載してください。記載がないものは確認の連絡をさせていただきます。
- ④ 本人確認書類の写し
（※顔写真付きは1点、顔写真なしは2点ご用意ください。ただしマイナンバーカードについては、個人番号部分を除く。）
（1点：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種福祉手帳等）
（2点：健康保険証、キャッシュカード、通帳、診察券等）
- ⑤ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、雇用保険受給資格者証等、離職者であることが確認できる書類）
※病気やその他の事情により離職後2年以上経過してしまっている場合、医師の証明書などの当該事情を証明する書類
- ⑥ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
（給与明細書、雇用保険受給資格証明書、年金振込通知書、金融機関の通帳等）
- ⑦ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する、全ての金融機関の通帳等の写し
（年齢に関わらず、世帯全員分の通帳等の表紙、口座番号、口座名義を含む、直近3か月分程度の写しをご提出ください。）
- ⑧ 現在借りている住宅の賃貸借契約書等の写し
※賃貸借契約書の契約者が本人ではない場合など当市が必要と判断した場合には、家賃・水光熱費等の領収書等、居住の事実が確認できる書類の提出を求めることがあります。

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失する恐れのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を当窓口を持参または郵送します。
- 郵送の場合は、書類が当窓口に着次第、本人確認のため申請者の方へ問い合わせの連絡をいたします。
- 申請書の写しの交付に併せて、「入居住宅に関する状況通知書」「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付（または郵送）されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産仲介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載および交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワークにて求職申込みを行い「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出し、必要事項の記入および押印されたものを受領後、当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産仲介業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には、「住居確保給付金支給決定通知書」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動報告書」および「求職活動等状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産仲介業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は、原則自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。入居している住宅の不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を当窓口を持参または郵送します。
- 郵送の場合は、書類が当窓口に着次第、本人確認のため申請者の方へ問い合わせの連絡をいたします。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産仲介業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- 原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載および交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ハローワークにて求職申込みを行い「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出し、必要事項の記入および押印されたものを受領後、当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産仲介業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」および「住宅確保報告書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産仲介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

※次ページにつづく

住宅を喪失している方の場合（つづき）

◆ 賃貸借契約の締結

- 不動産仲介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約の締結および入居に関する手続きを行ってください。
- 入居後すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- すでに「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」および新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を当窓口に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、併せて「職業相談確認票」および「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産仲介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は自治体から不動産仲介業者等へ直接振り込まれます。

住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、ハローワークの利用、当窓口の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行っていただき、毎月報告を提出していただく必要があります。
- 毎月10日までに、当窓口の相談支援員へ「求職活動状況報告書」を提出する必要があります。
 - ・ 前月1ヶ月間の求職活動状況を「求職活動状況報告書」にて、当窓口に出しいただきます。
 - ・ 収入のある方は、給与明細や収入額がわかる書類（通帳等の写し）の提出が必要となりますので、前月中にあった収入の収入額がわかる書類を、上記と併せて毎月必ずご提出ください。
 - ・ 提出方法は持参/郵送どちらでも結構です。
- 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。
 - ・ 「職業相談確認票」に、ハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、ハローワーク確認印を受けてください。
- 毎月4回以上、当窓口の支援員による面接等の支援を受ける必要があります。
 - ・ 「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、当窓口へ報告してください。
 - ・ 支援員との面接については、少なくとも月1回は対面での面接が必須となりますが、求職活動の状況等により来庁することが難しいと市が認める場合には、電話等による報告にて面接に代えられる場合があります。
- 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受けてください。
 - ・ 「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」に前月中の活動内容等をご記入の上、提出してください。ハローワークの求人票または求人広告等を添付してください。
- 当窓口の支援員による支援プランに沿った求職活動を行ってください。
 - ・ 当窓口の支援員と求人情報や応募先等の相談等をしながら、効果的な求職活動を行ってください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがないまたは6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）をした場合は、「常用就職届」を当窓口へ提出してください。
- ◆ 常用就職届を提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、当窓口へ概ね3か月程度提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間中に常用就職に至らなかった場合、一定の要件を満たしていれば3か月間を2回まで延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
- ※ 住居確保給付金の受給期間の延長または再延長を希望される場合は支給期間終了前に当窓口へご相談ください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
 - ・ 受給者の責任によらず転居せざるを得ない場合や、当窓口の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 申請いただく必要がありますので、家賃が変わった、または収入が下がった場合には、上記を証明出来る書類をお持ちのうえ、当窓口へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 以下に該当する場合は、住居確保給付金を中止することがあります。
 - ・ 誠実かつ熱心に求職活動を行うことを怠った場合
 - ・ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合（原則として、収入が得られた月の支給から中止します。）
 - ・ 受給中に常用就職したことおよび、その就職による収入の報告を怠った場合
 - ・ 住居を自主的に退去した場合
 - ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
 - ・ 受給者および受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合や禁錮刑以上の刑に処された場合
 - ・ 生活保護を受給した場合
 - ・ 受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合
- ◆ 支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は原則一人一度の支給ですが、下記のすべてに当てはまる場合には再度支給を受けることができます。
 - ① 住居確保給付金の最後の支給を受けた月の翌月から数えて1年が経過している場合
 - ② 住居確保給付金の受給期間の終了後、常用就職などにより収入を得る機会が増加したが、新たに下記のいずれかの事情に該当する場合
 - ・ 解雇された
 - ・ 事業主の都合によって離職・廃業した
 - ・ 就業している個人の給与等を得る機会が事業主の都合により減少した

※いずれも本人の責任に帰すべき理由や、個人の都合による場合を除く

- ③ しおりP.2に記載の要件①～⑧のすべてに該当する方

※注意※

あらかじめ雇用期間が決まっており、更新のないことに合意していた場合は、会社都合の解雇には当たらないため再支給はできません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに支給した給付金全額を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

《お問い合わせ・書類提出先》

青梅市 健康福祉部 地域福祉課 生活自立支援窓口（市役所1階16番窓口）

相談・申請受付時間：

月～金曜日（祝日を除く。）

午前9時00分～正午、午後1時～午後5時まで

（相談・申請には時間がかかるため、午後4時までにはお越しください。）

所在地：〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

TEL：0428（23）5888【直通】または

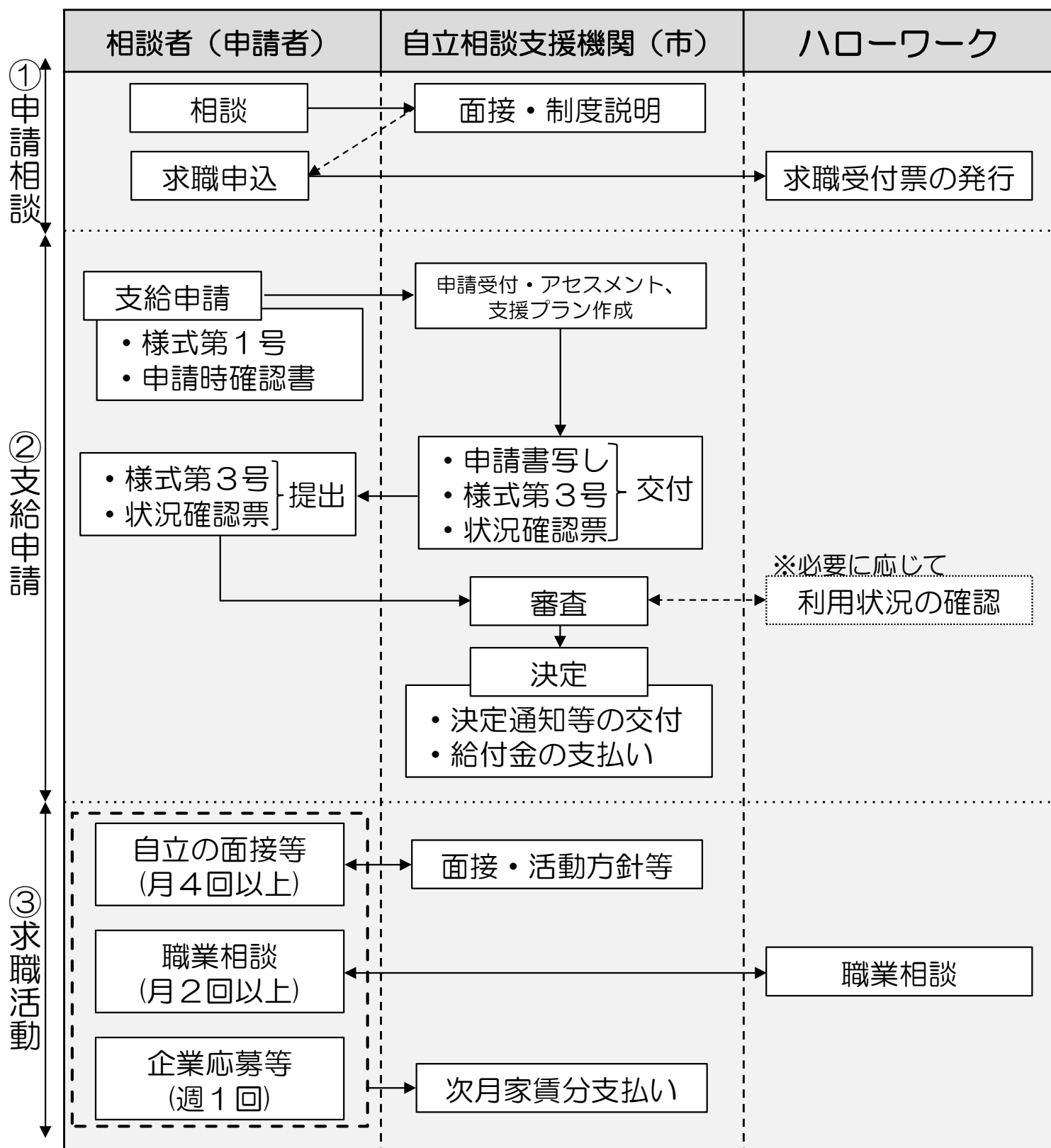
0428（22）1111（内線2178・2179）

※窓口での相談は予約制となっておりますので、電話にて事前予約をお願いいたします。

（参考）様式番号と様式名称

様式番号	名称
第1号	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（家賃補助）
第3号	入居住宅に関する状況通知書
申請時確認書	住居確保給付金申請時確認書 ※参考様式
状況確認票	求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ※参考様式

(参考) 家賃補助の支給の流れ



【注意事項】

- ・ 様式については前ページの表をご確認ください。
- ・ 上記は住居を喪失する恐れのある方の場合です。すでに住居を喪失している場合、提出いただく様式等が異なりますのでご注意ください。
- ・ 金融機関等に調査を行う必要がある場合、審査にお時間をいただきます。ご了承ください。